栃木県で観光旅館を営む申立会社について、風評被害による売上げ減少が継続していると認め、平成26年10月から平成27年3月までの期間につき、 原発事故の影響割合を7割として逸失利益が賠償された事例。

平成〇〇年(東)第〇号 申 立 人 株式会社 X 被申立人 東京電力株式会社

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及 ばないことを相互に確認する。

記

(1)損害項目 営業損害(逸失利益)

金844万8219円

(2)期間

自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項(1)記載の損害項目及び同(2)記載の期間に対する和解金として金844万8219円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目(同項(2)記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、 申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は、被申立人に対して別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名(記名)押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成27年8月20日

(仲介委員 柳川猛昌)